

ID: 376

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	駅前交流プラザ「よろ一な」条例 第18条第2項において読み替える場合の第14条ただし書		
例規番号	平成24年条例第35号		
<p>【根拠条文】 (利用料金等の還付) 第14条 指定管理者は、既に納入された利用料金及び冷暖房料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、指定管理者がこれを認めたとき。 (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び駅前交流プラザ「よろ一な」条例施行規則第9条の規定による。 (利用料金等の還付) 第9条 条例第14条ただし書の規定による利用料金及び暖房料並びに実費徴収金の還付については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、利用料金の全額を還付する。 (2) 利用期日の7日前までに利用料金の申請の取消しがあった場合は、利用料金の全額を還付する。 (3) 利用期日の3日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、利用料金の5割の額を還付する。</p> <p>2 備付物件の利用料金の還付については、利用期日の前日までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、その全額を還付する。 3 利用者がよろ一なを利用しなかった場合は、既に納入された冷暖房料及び実費徴収金の全額を還付する。 4 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、駅前交流プラザ「よろ一な」利用料金等還付申請書(別記様式第6号)を、指定管理者に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日